主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人平田政蔵の上告理由について。

更生担保権の届出(会社更生法一二六条、五条本文参照)がなされても、その後、 更生担保権確定の訴が、民訴法二三八条により取り下げられたものとみなされ、右 権利を裁判上確定することができなくなつたときは、右届出によつて時効中断の効 力は生じないと解すべきものとした原審の判断は正当である。その他、原判決(そ の引用する第一審判決を含む。)に所論の違法はなく、論旨は採用することができ ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

_	武	野	天	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郷	小	根	関	裁判官
勝	吉	本	坂	裁判官